

岩見沢市訪問型サービス(独自・基準緩和)サービスコード表 <介護予防訪問事業・訪問型サービスA>

【令和8年6月版】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A2	1321	訪問型独自サービス13		1か月の上限額	3,727	1月につき			
A2	2411	訪問型独自サービス21	□ 回数払いの場合	(1)標準的な内容の訪問型サービスで所要時間45分以上60分程度の場合:有資格者のみ	287	1回につき			
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合:研修修了者可(訪問型サービスA)		179		
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合:研修修了者可(訪問型サービスA)	220				
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合:有資格者のみ	163				
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	□ 回数払いの場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき		
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算		-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2			
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2			
A2	D214	訪問型独自業務計画未策定減算13	業務継続計画未策定減算	イ 月包括報酬の場合	1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	D216	訪問型独自業務計画未策定減算21		□ 回数払いの場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2	D217	訪問型独自業務計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算		-2
A2	D218	訪問型独自業務計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2		
A2	D219	訪問型独自業務計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算				
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ	初回加算	200 単位加算	200			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	1月につき		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ	口腔連携強化加算	50 単位加算	50	月1回限度		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算				
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算				
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算				

※介護報酬は1回毎の出来高報酬とし、上限額を超える場合は月包括報酬を算定

※中山間地域等における小規模事業所加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※同一建物減算を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※介護職員等処遇改善加算について、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計